第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	観光推進課

契約業者名・住所	京成フロンティア企画株式会社　東京都台東区根岸２―２２―１
工事等の名称	京成バス矢切の渡し線車体広告事業
工事等の場所	松戸市文化スポーツ部観光推進課が指定する場所
種　別	バス車体広告
工事等期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日
契約金額	６４５，７００円
工事等の概要	京成バス矢切の渡し線のバス車両に、矢切地区を題材としたラッピングを施し、観光地「矢切」を広告する
随意契約の理由	京成バス矢切の渡し線は、平成２４年度より松戸市有数の観光地である「矢切の渡し」まで京成バス千葉ウエスト株式会社が定期運行しているものである。 本事業では、同バスに「矢切の渡し」をはじめ矢切地区のＰＲをすることにより、「矢切の渡し」までバスが通っていることと、市内を巡回することにより観光地「矢切」の知名度をさらに高めることが期待できる。また、バスの運行は中心市街地の松戸から「矢切の渡し」までの利便性を高めるだけでなく、矢切の渡しを利用した葛飾区柴又側からの観光客を松戸市内へ誘客することも期待できる。 本事業の契約相手方には、京成バス千葉ウエスト株式会社が所有するバス本体の広告事業をはじめ、京成グループ内の広告は全て、広告代理店である京成フロンティア企画株式会社が行なっている状況である。 上記の理由により、当該事業の委託先として同社を選定することは、業務の性質上適当であり、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用し、随意契約とする。